

國道事務所に土地收用法適用反對の大衆的抗議をなし更に十二月二十六日には金平等の未組織からの應援もあつて小作地の周圍に鐵條網を張り翌々日二十八日には筑紫朝倉地區組合員の應援の下に再び國道事務所に土地收用法適用による土地立入の反對を嚴重に抗議したが國道事務所では未次鐵工所の例で解決して呉れと言つたが十二月二十九日午後十時五十分次の如く勝利的解決をした

一、國道開設によるツブレ地畑七畝十九歩に對する生活保證として地主糸山文吾は組合員石川君に壹千二百七十五圓四十四錢を支拂ふこと

二、地主は昭和六、七、八年度小作米二十一俵をボービキにする（一反當り一千八百四十九圓七十錢一坪當り六圓十七錢の割となる）

三、石川君は鐵條網を取除くこと

筑豊地區

一、植木支部島田收造君の小作地を地主有田が取上げんとしたので感田支部員五十余名の應援によつて共同刈取を執行し地主の土地取上の陰謀を叩きつぶした

二、小作米減免陥落の地の損害要求獲得闘争に絶へず大衆行動を以て闘つてゐた感田支部では二月十一日の彈壓に幹部が檢舉されるや阿日直ちに女、子供を家族の動員をなし直方署に檢束者釋放のデモを行ひ翌十二日は親父組合員が再び釋放要求の大衆行動をした

北九州地區

一、黒崎支部長竹村彦太郎君は十二月十三日十三ヶ年分の小作米をボービキとし坪壹圓二十錢を作離料として地主に出させる